

まちからのお知らせ

★乳幼児用及び母子家庭用 福祉医療受給者証の更新について

所得要件の基準年度の切替により乳幼児用及び母子家庭用福祉医療受給者証の有効期限は平成13年7月31日までとなっております。

保健民生課福祉衛生係にて、平成13年7月4日(水)から、18日(水)までの間に、更新申請されてください。

平成10年8月以降に生まれたお子様がいらっしゃる保護者の方は乳幼児用医療を、平成10年7月以前に生まれた就学前のお子様がいいらっしゃる保護者の方は乳幼児用医療(入院・歯科用)を、母子家庭で18歳以下の就業されていないお子様がいらっしゃる保護者の方は母子家庭用医療を、現在ご利用の受給者証(既交付者の方のみ)、健康保険証、印鑑をご持参のうえ、

手続き後、所得要件確認ののち、該当される方にはご案内を送付し、8月1日から有効の受給者証を発行致します。

また、平成13年1月1日時点で日置町内に住所をお持ちでなかった保護者の方(父母とも)は、所得を確認できる書類が必要となりますのでよろしくお願

いします。なお、諸手続きは代理の方でも結構です。詳しくは、保健民生課福祉衛生係までお尋ねください。

町営住宅(空家)入居者募集!!

町営住宅の空家募集を次のとおり行います。

- 募集住宅
 - 上城住宅 簡易耐火2階建 1戸程度
 - 長崎住宅 簡易耐火2階建 1戸程度
- 受付期間
 - 7月16日(月)～8月3日(金)
 - 午前8時30分～午後5時15分
 - ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。
- 申込資格
 - ・現に同居し、または同居しようとする親族のある方。
 - ・法で定める収入基準に該当している方。
 - 一般世帯 200,000円以下
 - 高齢者・障害者世帯等 268,000円以下
 - ・住宅に困っている事が明らかな方。
- 受付・お問合せ先
 - 役場建設課土木係(37-2111)まで

平成14年4月実施 国民年金保険料の国への直接納付

地方分権一括法により、国民年金事務が見直され、従来、市町村へ納付していた国民年金保険料は、平成14年4月分から直接国に納めていただくこととなります。

できればなりません。しかし、その手続きの負担を軽減するために、次の措置が取られることになりました。

■納付書により、毎月金融機関等に納めている方

平成14年4月以降は、国から直接送付される納付書によって、金融機関等に納めていただくこととなります。

◎口座振替を利用していただくことにより、平成14年4月以降は、国に提供し、平成14年4月分からの保険料の振替先を、市町村から国に変更することによって引き続き口座振替により納付することができ

■口座振替を利用している方

現在、国民年金の保険料を口座振替により納付しておられる方が、平成14年4月以降も引き続き口座振替により納付したい場合は、新たに国に対し口座振替の申し出をしな

◎保険料の振替先が、国に変更されたことの通知があった時に、平成14年4月以降については口座振替による保険料の納付を希望しない場合には、そのことを申し出るにより口座振替は行わないこととなります。

委員会紹介 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、設置される機関で、委員は本町の住民、及び町税の納税義務者、又は、固定資産の評価について学識経験を有する方の中から議会の同意を得て、町長が選任することとなっています。

本町の委員は、次の3名の方です。

大内山上 松尾 祥之さん
黄波戸 中野 彰さん
北山 上野 政昭さん